

# 地域資源活用の促進

## 地域資源活用とは

地域資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業に対して、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業が、地域資源を活用した新製品・新サービスの事業化を行う際、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

## 対象となる方

地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化に取り組む中小企業者等



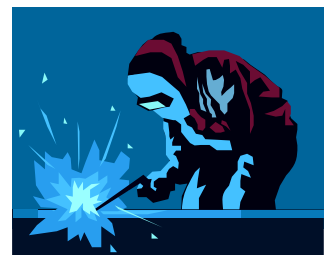
## 支援内容

「中小企業地域資源活用促進法」に基づく支援

- (1) 地域資源活用売れる商品づくり支援事業：上限3000万円（補助率2/3以内）  
試作品開発、展示会出展等に係る経費の一部を補助します。
- (2) マーケティング等の専門家による支援  
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
- (3) 中小企業基盤整備機構が主催する商談会等に対する優先的な出展  
中小企業基盤整備機構が主催する商談会等に優先的に出展できます。  
その他中小企業投資育成株式会社法の特例等があります。

地域資源を活用した事業創出及び販路開拓等の取組みに対するその他の支援

- (1) 地域産品販路開拓機会提供支援事業  
百貨店等における通常の流通システムを活用した商品取引機会を提供することにより、中小企業者の小売事業者のバイヤーに対する商談機会の増加、消費者への商品紹介機会の拡大、百貨店等における一般的な商慣行の中での営業ノウハウの獲得を図り、中小企業者が自力で既存の流通システムを活用した販路開拓に取り組んでいけるよう支援します。
- (2) 中小企業支援ネットワーク強化事業  
高度・専門的な、農商工連携・経営革新・事業承継等の経営課題に対し、専門知識と豊富な実績を有する巡回対応相談員が各支援機関窓口において直接対応すると共に、必要に応じて専門家派遣を行う事業を実施します。  
その他中小企業基盤整備機構による各種展示会・商談会等の販路開拓支援等があります。



※詳しくは近畿経済産業局（TEL06-3501-1767）までお問い合わせください。